# 京都改造

――ひとつの豊臣政権論―

### はじめに

 総田直長から豊臣秀吉へとらけつがれた政権の流れを、 総田信長から豊臣秀吉へ、そして徳川家康へとひをいうよび方とともに、豊臣政権と徳川政権の頭字を合わさいがれたという理解も一般的である。それでは織豊政権事業は、織田信長から豊臣秀吉へ、そして徳川家康へとひをいうよび方とともに、豊臣政権と徳川政権の頭字を合わせて、織田直長から豊臣秀吉へとらけつがれた政権の流れを、織田信長から豊臣秀吉へとらけつがれた政権の流れを、

が秀吉の政権を簒奪したという評価から、一種の反倫理的是認されたのに対し、秀吉と徳川家康との関係では、家康吉の場合は、血脈ではないけれども、正当な後継者としておそらく、織田信長の仇を討ち葬儀をも主催した豊臣秀

たものもあるが、豊臣政権から徳川政権へと継続されて実程を検証してみると、織田政権から豊臣政権へひきつがれ中心にして、天下統一というか近世的統一国家の形成の過なうけとめ方があったからであろう。しかし、豊臣時代を体

しかし、織田信長から徳川家康までの政治的な流れが等を結んでいったものが少なくはない。

中世から近世への政治的展開は、織田政権と豊臣政権の間質であるとか、一貫性があるのかといえば、そうではない。

臣政権のなかにその転回があるのではないかと考えられる。や豊臣政権と徳川政権との間にあるのではなく、じつは豊

政権というように、豊臣政権というものを前期と後期に二踏みだして、徳川政権への連動の道筋をつくった後期豊臣

分して理解することが必要なのではないだろうか。

である。前期の豊臣政権については、織田信長の京都支配 焦点をすえながら検証してみようとするのが、本稿の課題 豊臣政権の前期から後期への転回を、京都という都市に

織田政権との政治方針の類似性を明らかにしておきたい。

を略述し、本能寺の変から天正十二年末ころまでについて、

豊臣政権の転回というべきか準備的胎動というべきか、

変化は天正十三年ころから見え、天正十八年前後には本格

然的な連関をもっていたのではないかという点も解明して あらわれる。後期豊臣政権の展開と京都の都市改造とは必 的な京都改造というかたちをとって、後期豊臣政権の姿が

おきたいと考える。

世都市から近世都市へと生まれかわったと断じておられる。 端的に明示されているように、秀吉の改造事業で京都が中 まさに正鵠を得た評価であるが、本稿では秀吉の京都改造 近世都市化」と題する先駆的業績があり、小野氏は論題に 秀吉による京都改造については、小野晃司氏の「京都の

らにさぐってみたい。

事業を点検しつつ、「近世都市」の「近世」の意味をもさ

## 前期豊臣政権

織田信長は、足利義昭を奉じて、永禄十一年九月二十六

任させ、翌永禄十二年春には、禁裏御所の西に位置する武 日、一応平穏なかたちで京都に入った。つづいて同年十月 実質的な織田政権の成立とみてもよい。 京都での信長の実力と名声は世人の認めるところとなった。 して、永禄十三年には禁裏御所の大修理をも行なっており、 衛陣邸跡に、将軍足利義昭のための新御所を造営した。そ 十八日には足利義昭を室町幕府第十五代の征夷大将軍に就

る支配者としての信長像が重ねられていくことが、織田政 それでも、室町幕府や京都朝廷を信長がかつぎあげたこと 幕府の枠組みから常に一定の距離をおいていたかに見える。 **うかたちで進行し、自らは表面に出ること少なく、朝廷や** 名実ともに姿をととのえていくことと、その京都の隠然た きたことだけはたしかであった。京都が政治の舞台として によって、京都という都市が中央政治の場として浮上して

織田信長は、禁裏御所の修築や将軍御所の造営など局地

権の第一段階の政治構想であったのかもしれない。

織田信長の京都掌握は、天皇や将軍をまつりあげるとい

る諸権利を追認し支持する方針をとっている。 集団にいたるまで、中世的旧権力の京都および近郊におけ 施政方針としては、朝廷・公家・社寺から有力な商工業者 造などの大規模な改変には着手していない。むしろ現実の 的な普請は行なったものの、京都全体の都市景観や社会構 たとえば、足利義昭を将軍に就任させた直後の永禄十一

年十二月二十一日、織田信長は同趣旨の文書を二通作成し、 「諸本所雑掌中」と「上下京中」に宛て発給させている。

町幕府奉行人連署奉書のかたちをとっているが、信長の意 裏御料所の諸役等については、これまで通り安堵するもの をうけたものであることは間違いない。これによると、禁

「諸本所雑掌中」宛は信長の朱印状で、「上下京中」宛は室

納すべきであるとしている。これは、もちろん京都朝廷か であるから、御料所の代官は直務し、上下京中も諸役を完

安堵したり、大山崎離宮八幡宮油座や四府駕輿丁座などの らの強い要請に信長が応えたものであったことが、『言継 政策をとっている。そうした実例として、天正三年正月十 商工業集団の特権を承認するなど、旧来の秩序を維持する 卿記』に記されている。このほか、公家や寺社の率分関を

日付の信長朱印状を『立入宗継文書』から示しておこう。

仍状如件、 申付、寺社本所無退転之様、可有覚悟候也。 自今以後者、以補任雖被宛行、有改□、順路之輩仁被 妨、剰年貢所当不納之族、太以曲事之次第也、所詮於

洛中洛外寺社本所領、或号請本知、或手続代官、

正月十日

信長(朱印

寺社

本所

雑掌中

命令という構図を尊重し、信長朱印状はそれらの政令を補 完する実効性に主眼があったかに見える。 を追認するかたちをとった。形式的にも室町幕府や将軍の

しかし、信長があらゆる旧秩序に妥協したのかといえば、

軍義昭との対立で、軍事力による義昭の完全追放を敢行す 軍事的な敵対勢力や戦略的な制裁は峻烈をきわめ、また将 そうではない。元亀二年九月の比叡山延暦寺の焼討ち、元 亀四年四月における洛外町村での放火や上京の焼討ちなど、

るなど、織田政権の主体は次第に明らかにされていった。

や幕府といった既成の権威をまつりあげつつ、旧来の秩序

信長の京都支配は、前述のとおり当初においては、朝廷

往復をくりかえしながら武力平定はすすめ、京都には部下という姿勢も示さなかった。信長は京都と岐阜や安土との「当知行」の方針に変化はなく、信長自身京都に定住する

行動をとるものには、容赦ない厳しい政治が行われたとい信長を受入れるものには寛容であるが、敵対的な意志や

の村井貞勝を常駐させて支配させた。

えよう。

天正十年六月二日の本能寺の変で、織田信長は自刃、村

とによって、秀吉は織田政権の後継者としての名乗りをあたことと、大徳寺において盛大な信長の葬儀を主催したこ羽柴秀吉であった。信長の弔合戦を敢行して明智光秀を討っ井貞勝も討死した。この織田政権の継承を宣言したのは、

げたわけである。

信長急死後の秀吉政権樹立過程では、天正十年六月二十

廻している。そして、この二人が対決したのが賤ケ岳合戦ながらも、柴田勝家と羽柴秀吉が二大実力者として舞台を長の子(二男信雄、三男信孝)や孫(三法師秀信)をたて長の才(二男信雄、三男信孝)や孫(三法師秀信)をたて は日の清洲会議と翌年三月の賤ケ岳の合戦に注目しておか

であり、賤ケ岳合戦に勝利した秀吉の地位は他を圧倒した

清洲会議で山城国の支配権を得た秀吉が、京都の支配に 清洲会議で山城国の支配権を得た秀吉が、京都の支配に 清洲会議で山城国の支配権を得た秀吉が、京都の支配に 活ったのではないかということが、充分に考えられると 果だったのではないかということが、充分に考えられると 果だったのではないかということが、充分に考えられると 果だったのではないかということが、充分に考えられると 果だったのではないかということが、充分に考えられると 果だったのではないかということが、充分に考えられると 果だったのではないかということが、充分に考えられると まるである。

したあとに、「要害ヲ構へ堀ヲホリ、天主ヲ」あげた城構替地をあたえて強制的に移転させ、妙顕寺をことごとく壊妙顕寺のあったところで、妙顕寺には上京北辺の寺之内に年九月ころ命じたよりである。場所は二条南、西洞院西のであり秀吉在京中の宿所ともなる新邸の建設を、天正十一

秀吉は京都支配のための政庁すなわち前田玄以の常駐所

えの新屋敷を誕生させたという。

京都最初の日蓮宗寺院として妙顕寺は鎌倉末期に建立さ

れたというが、他宗との対立・抗争もあってたびたび寺地

に所在していた。このことから、妙顕寺そのものがすでに を替えてきたといい、市街地からは距離をおいた二条界隈

ている。2 ある程度の要塞的構造をもつものであったことが推定され 二条の京都政庁を拠点とした秀吉政権の京都支配につい

えば天正十一年六月では、六月四日秀吉が大山崎惣中に とく織田政権の施策をそのまま継承したものが多い。たと て触れておこう。秀吉のこの時期の京都支配は、前述のご

玄以が阿弥陀寺の敷地を安堵、同二十六日同じく玄以が法 「定」を発して諸職を旧のごとく認め、同月二十二日前田

洛中洛外に宛て次のような掟を下している。 (B) 金剛院領を安堵といった具合である。また秀吉は同月付で、

洛中洛外

新儀諸役等一切不可在之事

喧嘩口論輩、雙方可為成敗、但□懸者雖在之、令堪 忍、対奉行於相理者、則為存分事、

火事儀、至自火者、其身可処罪科、若付火為分明者、

遂糺明可随其事、

諸奉公人、対町人非分狼藉族於□之□、不寄仁不肖、(\*\*)(\*\*\*)

無用捨奉行可申事、

諸勝負停止事、

於相紛子細慥者、依事可直訴事、

諸事閣奉行人、以別人令訴訟者可為曲事、但奉行若

洛中洛外諸牢人、秀吉不相知輩、不可居住事、

右条々堅定置上者、聊不可有相違者也、仍如件、

天正拾一年六月 日 筑前守 (花押)

この七カ条は、新儀諸役の禁止、喧嘩口論の双方成敗、

民政に関する基本方針を宣言したものといえる。さきの諸 失火の罪科、諸奉公人の非分狼藉禁止等々、京都の治安と

ものは、七カ条のなかの六条目で「秀吉不知輩」の牢人の 旧秩序の保持を前提としている。唯一の新基準ともいえる 七カ条は民衆に対する民治方針の宣言であるが、いずれも 社寺に対する安堵状は、個別の特権層の利害承認であり、

京都追放をうちだしたところであろうか。

のが「玄以法印下知状」である。『続群書類従』所収の 「玄以法印下知状」は、天正十一年六月から同十二年四月 前期豊臣政権の旧秩序保持をもっとも端的に示している

灯、酸人、埾、氏上、公家、寺完、申土、門弥など多策で分までの六十九通である。下知状の宛名は、町人、百姓、

そして、安堵の文言にも注目しておきたい。というのは、あるが、いずれも従来の権益を擁護・安堵するものである。町、職人、座、武士、公家、寺院、神社、門跡など多様で

る。例示すると、天正十一年六月二十二日付の阿弥陀寺清認証を追認するというかたちが多くとられていることであ織田政権下の京都の奉行村井長門守貞勝の令達や伝統的な

井春長軒折紙」、同月二十五日付の松本新右衛門殿宛文書とあり、同六月二十三日付の森長介殿宛文書には、「如村玉上人宛のものには、「任御下知並村井長門守折紙之旨」

(雪) 六十九通中の十通以上に見えている。また「信長被成御朱門守」「村井春長軒」「村井」などの村井貞勝を指す文言が

には「御代々御下知之旨を以如申付来」とある。「村井長

旨」や「帯御代々證文上者」とか「任綸旨並御代々證文其ることを明示する文言もある。そのほか「任御代々證文之印」とか「信長被仰付之上者」と織田信長の下達を追認す(\*\*)

外補任等之旨」というように、先代の織田政権はもとより、

が承認するものであることを、これらの「下知状」は伝えさらに古く旧来の政権の与えた権益をもそのまま豊臣政権

二 聚楽第と大仏殿

ることができるのではないかと思う。この間に、京都の町豊臣政権への移行期、または後期豊臣政権への胎動期とみ天正十三年から同十八年までを、前期豊臣政権から後期

秀吉は天正十三年三月、仙洞御所造営の功によって、正には目に見えるかたちで、近世京都が出現することとなる。も中世から近世へと衣替えの準備をして、天正十八・九年

てきたもので武家の官位でもないが、秀吉が関白の官職をう栄誉を得た。関白というのは古来摂家の者のみに限られた上で平姓を藤原姓に改め、関白・従一位に叙されるとい

とは、衆目の一致するところである。 関白就任以降が、秀吉政権にとっての一大転機であったこ とはいえ、同十三年九月説もあって、天正十三年の後半のさらに豊臣賜姓についても、天正十四年十二月説が一般的得たことは、公武の頂点にのぼってきたことを意味した。

いずれにしても関白となったことによって、政治組織の

そして、同年七月十一日近衛前久の養子というかたちをとっそなえて、荒廃はなはだしい院御所を修築したのである。二位内大臣の地位にのぼった。高齢の正親町天皇の譲位に

は慶長三年ころまで下るのではないかと考えられている。 が置かれたかのように記しているが、正式な五奉行の設置 はこうした考えからか、関白就任と同時にいわゆる五奉行 構想するにいたったことはたしかであろう。『甫庵太閤記』 整備にのり出し、また関白にふさわしい政庁の造営なども 平安京大内裏の跡地であって、内裏が左京に移されてから 四周の延長千間にもおよぶと書きとめている。(※) では堀が掘られるということで、堀は幅二十間、 内野という地は、厳密な意味で野であったわけでなく、

とも伝え、全国支配へ歩み出す豊臣政権の中心的な奉行と三年七月には五万石を与えられて丹波亀山の城主となったの奉行として前期豊臣政権をになった前田玄以も、天正十

るのは、やはり関白政治の始まりと無関係ではない。京都

しかし、奉行制による行政が本格的に展開されるようにな

天正十四年を迎えると、事態はさらに明瞭に見えてくる。

して認識されるにいたっている。

一である。関白にふさわしい中央政庁兼関白御殿をつくる建設当初「内野御構」ともよばれた聚楽第の造営がその第

也、関白殿 三日ニ御上ト云々」と記している。また、吉大物以下事々敷、諸国衆自身~~沙汰之、ヲヒタヽシキ事その模様を『多聞院日記』は「去廿一日ヨリ内野御構普請、天正十四年には内野の地をえらんで建設に着工している。ことは、関白就任とともに日程にのぼったことであろうが、

田兼見は細川幽斎と出会って聞いた話として、内野の普請

設を計画したのではないかという見方もある。だが、むしすなわち王城の中心地をうけついで、そこに関白御殿の建いたという。荒廃しているとはいえ、秀吉は旧大内裏の地は退転し、野とよぶに相応わしいほどの荒廃ぶりを示して平安庁大内裏の財地であって、内裏か左庁に移されてから

天正十四年の聚楽第造営工事は、同時に進行していた大ねて記憶しておきたい。であって、当時の非市街地区域であったということと、重市の最初の京都屋敷兼政庁も、二条の妙顕寺のあった場所方の最初の京都屋敷兼政庁も

ヨリ内野御庭ノ用トテ、在家ノ植木・ニハノ石取ニ奉行人ころ同様の騒ぎがあったらしく『多聞院日記』は、「京都抗議したと『兼見卿記』は伝えている。奈良でも同年三月突然人夫がやってきて松の木を掘り始めたので、あわてて

正月には作庭の工事も本格化したちしく、京中の名木や名坂城の普請にもまさる規模であったといわれ、翌十五年の

石が強引なかたちで集められたようである。吉田神社でも

下云々、人足ノヤツカイ沈思々々」と記している。(パ)

文章を文字どおりうけとると、上京の市街地に二千軒以上

貴重な位置にある。ここで、フロイス『日本史』の次の文 十七章と第三十三章は聚楽第関係の史料として、きわめて なことが多いが、そのなかで、フロイス『日本史』の第二 聚楽第の建設や構造についての詳細な記録はなく不明瞭

章を検討してみよう。 される二地区に分割されており、あたかも二つの町の 都が一つは上の都(上京)、他は下の都(下京)と称

形をとっていたので、彼は城を上の都に造り、そこで 幾つかのはなはだ広くて長い真直な街路を残した。 にその屋敷を造るにふさわしいと思われる地所を与え、 ままに日本の諸侯の間に分配し、(彼らの) 一人一人 そして彼は上の都が占めているほとんど全域を、意の でに存在していた二千軒もの家屋を撤去(せしめた)。 を拡張し、新しくより立派な家屋を建てるために、す 地に滞在していた二十数日間だけでも、進行中の工事 ほとんど全部取り壊してしまった。かくて巡察師が同 意した。そのために彼は従来そこに建っていた家屋を 日本中で造りうるもっとも豪華な新都市を営もうと決

これは聚楽第の建設場所についての記述であるが、この

諸侯の間に分配し」といった記述とは矛盾する。取り壊わ

前にそうした市街地として形成されていたことを証する史 通とするのが通説的な理解である。この地が聚楽第建設以 ぶされたことになる。はたして事実であろうか。聚楽第の 位置は、北は一条通、東は大宮通、南は丸太町、西は千本 均を五十戸位と勘定するならば、四十カ町以上の町々がつ たかのごとくである。二千軒を民家だと仮定して、一町平 もの家屋をとり壊して聚楽第および武家町が建設されていっ

「こうした場所には諸侯の屋敷しか建てられておらず、他 すこぶる大きくあるが、この地区とはなんの交わりもない」 が居住する都の町の大部分の地域はここから続いており、 の庶民の家は一軒もそこにないからである。すなわち庶民 いわゆる聚楽町とヨーロッパの都市とを比較しながら、

彼は上の都が占めているほとんど全域を意のままに日本の **り都市景観をのべているわけで、さきに引用した「そして** とのべている。聚楽町が上京の市街地から離れているとい 所をえらんで聚楽第の建設を命じたのではないか。

フロイスの『日本史』は、聚楽第と武家屋敷群からなる

料はない。むしろ、豊臣秀吉は上京の市街地から離れた場

もしれない。 び京都全域におよぶ都市改造時のデータとの混同があるか ないとすれば、天正十九年におこなわれた聚楽第周辺およ された家屋二千軒という数字が誤りであるか、また誤りで

から以降の諸記録に、「聚楽城」のように「聚楽」を冠し か内野御構とよばれてきた呼称も、この秀吉の移徙のころ こなった天正十五年の九月とすべきだろうか。内野新第と 聚楽第の完成は、秀吉が大坂城から聚楽第への移徙をお

する」というフロイス『日本史』の理解で妥当なのかもし(\*) 楽行幸記』の「長生不老のたのしびをあつむるものか」と ろう。「聚楽」の語についてはいくつかの説があるが、『聚 れない。 いう解釈や「それは彼らの言葉で悦楽と歓喜の集合を意味 た名称で登場する。おそらく、正式な命名があったのであ

江戸期以降の町名のなかにも、かって大名屋敷地であった 立していたことはフロイスの『日本史』からもうかがえ、 度ではなかっただろうか。聚楽第の周囲に大名屋敷街が成 のころには、徳川家康ら有力大名の屋敷が散在していた程 転のころ、また翌天正十六年四月の後陽成天皇の聚楽行幸 天正十五年九月の妙顕寺跡屋敷から聚楽への京都政庁移

> 御用町人らの町場もしだいに形成されて、聚楽城または聚 ことを示すものが少なくない。こうした大名屋敷とともに(ダ)

天正十七年二月、前田玄以がその聚楽町に関する条規を

楽町の概念があったのだろう。

のなかに豊臣政権の転回を読むことも必要であろう。 改造との関係で論じられなければならないが、聚楽の展開 年の変貌は、聚楽町だけでなく、後述する全京都的な都市 家屋敷建設がすすめられたのではないかと思う。天正十九 定めたと伝え、天正十九年に入ると、聚楽町でも新たな武 秀吉の栄華は、天正十九年十二月に甥の秀次に関白職を

呈していると考える。 野山へ追って殺害し、聚楽第をも瞬時に破壊させてしまっ た。聚楽町の盛衰は政治と結びついた町づくりの問題を露 し、秀吉は秀次との不和から、文禄四年七月には秀次を高 朝鮮への侵略を企てたころであったのかもしれない。しか

かわった聚楽第へ後陽成天皇の行幸を再び実現し、ついで 譲って自らは太閤となり、翌二十年正月には秀次の政庁に

の大仏殿を、京都で造立したいと考えていたという。ルイ いころ、秀吉は奈良東大寺の大仏に勝るとも劣らない規模 京都市街の西郊で、聚楽第の普請がはじめられて間もな

会を見逃すような(性格では)なかったので、同寺院を再 の名声を誇示し記念するのに役立つような大事業を起す機 ス・フロイスは『日本史』のなかで、「元来、関白は自ら

とに決め、奈良においてではなく、都の傍(南六波羅)に、 建することを決意した。しかも基礎から新たに建て直すこ

もの(奈良の大仏殿)に匹敵するものを造れと命令した」 寺院も偶像も僧院の建築物も、形態と規模において最初の

と記している。 当初、大仏殿は東福寺の近辺に建立される計画であった

下旬には大仏用材の運上が命じられ、同年八月には大仏作 吉が、その途中で地を選んで着工を命じたと伝える。同月 といわれ、天正十四年四月一日に、京都から大坂へ下る秀

事のための工匠も九州からよび寄せられたという。

民らによる「大仏殿おどり」によって、京中は大変な盛り 業の再開で、洛中上下京市民たちへの餅酒の振舞いと、市 だったのかどうかはわからないが、本格的な大仏殿建立事 所替えされた。当初計画からの変更が場所替えのことだけ 時沙汰止みとなったらしく、天正十六年五月の工事再開に あたっては、東福寺近辺から東山の麓の南六波羅の地に場 しかし、理由は判然としないものの、大仏殿の建立は

上がりを示したようである。

洛中上下ノ衆ニ餅酒下行シ、ヲトラセラルヽ、事々敷 京ニハ大仏建立トテ石壇ヲツミ、土ヲ上テ、其上ニテ

フシン也

巨石を集めて石垣を築き、文字どおり鳴物入りで、五月十 『多聞院日記』の記載である。東山阿弥陀ケ峯の麓に、(g)

かは不明であるが、大仏殿の場合には深いかかわりがあっ 五日に居礎の儀がおこなわれた。 聚楽第の建設と京中市民との密接な関係がどりであった

たことを注目しておきたい。

築候普請之衆へ御酒可被下由ニ候、就其酒肴車ニつみ、 大仏殿可被建為御祝儀、来ル十五日今度彼地形江石垣

急度成其意、笛太鼓之者今明日二相改書立可上候也、 上京より人数二千、下京より二千可罷出旨上意ニ候間、 中其町々ニ而年寄がましきもの、其外子供夫々ニ出立、 り大仏迄可相届旨被仰出候、笛太鼓之者之外ニも、京 太鼓打之者善悪ニよらす悉罷出、はやしものニ而京よ 京より大仏之地形所迄可被遣ニ而候、然者京中ニ而笛

「天正十六年也」(朱書)

五月八日

玄以花押

下京中

-- 30 --

大仏殿の建立にあたって、豊臣秀吉自ら京都町民の奉祝

指示している。上下京ではこの要請をうけて、秀吉から普 協力を要請し、それをりけて前田玄以が具体的な動員策を

大仏殿の普請現場へと繰り出したという。上京立売組では し、町組ごとに風流踊を組んで、京都市中から鴨川を越え、

請衆への振舞酒を車に積み、笛や太鼓などの囃し物を鳴ら

し、家数四二九軒で割って、一軒から四七文ずつを集めた 「大仏殿御おとり」の費用として銭四九貫四四九文を支出

と、天正十六年五月二十九日に決算している。

大仏殿の造営が京都の近世都市化の問題と直結するわけ

川をこえて東方へと都市域をのばしていったこととのかか 市京都が、聚楽町方向すなわち西側へはあまり発展せず鴨 りをもたされたことは注目すべきであろう。のちに近世都 ではないが、京都の人々にとって当初から精神的なつなが

あったが、わずかに近世的世界への礎石とか、政治構造や ての巨大事業であり、豊臣政権の全国支配へのシンボルで しかし、聚楽第にしても大仏殿にしても、豊臣政権とし わりもあるかもしれない。

社会構造の近世化への萌芽の程度ではなかったかと思う。

#### 四 後期豊臣政権

点というか、隣接地に建設されたものであった。 地的出来事であった。いずれも京都市街地からは離れた地 はあったものの、全京都という空間的な視点からすれば局 作事は、天正十四年から始められ、庭石や植木の強制供出 や「大仏殿おどり」などのかたちで京都市中に若干の影響 聚楽第と大仏殿の造営事業を中心とする豊臣政権の京都

この本格的な京都改造は、短冊型町割、寺院街の形成、お 世都市へと生まれかわるほどの変貌をとげることとなる。 とされ、京都が都市構造や機能において、中世都市から近 いくつかの都市改造事業では、京都の市中そのものが対象

ところが、天正十八年から同十九年にかけて進められた

土居の築造、そして洛中地子銭の免除という、大別して四

つの事業から構成されていたと考えられる。

臣政権の基盤を固めた。秀吉の全国統一事業は着々と進み に際して、天皇の前で諸大名に秀吉への忠誠を誓わせ、豊 氏を降伏させて九州平定を完了、翌十六年四月の聚楽行幸 と深くかかわっている。豊臣秀吉は、 天正十八年からの京都改造事業は、豊臣政権の全国支配 天正十五年には島津

将に命令した。そして、天正十八年小田原北条氏を滅し、た関東・東北の軍事的制圧をめざして、北条氏の討伐を諸つつあったわけで、天正十七年の十一月には最後にのこっ

軍事的な全国平定と合わせて、徳川氏の江戸への転封をはついで東北をも平定して、名実ともに天下統一を果たした。

じめ東北諸大名の領地を確定するなど、政治的にも全国統軍事的な全国平定と合わせて、徳川氏の江戸への転封をは

軍事的な全国平定から、統一国家の形成へという政治課

合を天正十八年中にほぼ完了している。

いだろうか。いいかえれば、京都の改造は近世的統一国家題に踏み出したとき、京都の改造は不可欠だったのではな

の形成、石高制社会の成立と密接な関係にあった。京都で

的統一国家の拠点都市として、秀吉が京都に期待したものつを詳細に検討し、そしてそれを総合してみるとき、近世具体的に進められた町割や寺院街の形成などのひとつひとの別方「不高信を含み方」で発表が開催しまった。

#### ○ 短冊型町割

をよみとり検証することができるのではないかと思う。

北の道路によって囲まれる町地が正方形の形状となるのでる短冊型町割にある。短冊型の町割というのは、東西や南

豊臣秀吉による市街地改造の特徴は、町人民住区におけ

短冊型町割とよばれる。すなわち、秀吉による短冊型町割長いかたちが、東西に半丁、南北には一丁という南北方向に細かたちが、東西に半丁、南北には一丁という南北方向に細との一丁四方の正方形の町割に対して、道路で区画されるとの一丁四方の正方形の町割に対して、道路で区画されるとの一丁四方の正方形の町割に対して、道路で区画されるといったの地割は東西および南北の大路や小路によって区画平安京の地割は東西および南北の大路や小路によって区画

はなく、短冊型すなわち長方形の形状を呈することをいう。

とになる。平安京の南北路の中間に新しい南北路を加えた向の通りを一本ずつ加えていくという手法によっているこ

の実施は、平安京の正方形の区画の中心に、さらに南北方

短冊型町割の実施過程については、その具体的様子を語

の京都市街地図まで明瞭に確認することができる。

かたちの町割の存在は、江戸時代以降の絵地図類から現在

目される。(\*)(\*)とれが短冊型町割が実施されている地区と符号しており注

た記録のなかに、秀吉による都市開発を示す記述があり、る史料は発見されていない。ただし江戸時代にまとめられ

多而、京都町人も離散仕候故、在家も此方彼方ニ少々下京古町と申候者、昔尊氏将軍之末、武威衰、度々戦

宛相残御座候。下京者高倉より東者、 一面之河原ニ而

時ニ相残有之町々を今古町と申、次第に跡より建申町 京都所司代ニ被仰付候而、寺社奉行をも兼被勤候。此 前田徳善院玄以斎法印因州ニ而五百石被領候此御方を、 時に天正年中豊臣秀吉公之御代と成、大坂五奉行之内 家も無之候。五条通今之松原より下者、 田野河原也。

下京についての記述であるが、秀吉による都市開発以前 を新町と申候。

通)以南も田野・河原となっていたという。当時の下京市 には、高倉通より東は荒廃して人家もなく、五条通(松原

河原地帯が秀吉によって再開発され、このとき新たに生ま た町々が江戸時代には古町とよばれ、荒廃していた田野 街地は高倉通以西、松原通以北で、この区域に所在してい

れた町々が新町とよばれるのだと記している。 高倉通とか五条通という表記が厳密な意味での区画線で

であるということができる。すなわち、秀吉は下京中心部 ており、古町地域は原則として正方形の平安京町割のまま はなく、おおよその地区区画をあらわしたものであるとす この再開発地域のほとんどは短冊型町割となっ

の古町地域に対しては短冊型町割を実施していないという

冊型町割があったのであり、以後の豊臣秀吉の近世都市の

都市内に空間地を生じない都市開発の手法として短

ことになる。

冊型町割を実施する必要がなかったのではないかという考 施することができなかったのではないかという見解もある。(セ) え方をここではとりたい。 しかし、そうした考え方よりも、山鉾町地域に対しては短 も、この山鉾町地域に対して強権を発動し新しい町割を実 持している京都商工業の中心街である。豊臣秀吉といえど

下京中心部の古町地域とは、現在でも祇園祭の山鉾を維

地をもたない密集型町屋地区の開発となるのである。すな 来の半分となる。短冊型町割の実施で、町地の中央部に空 路に面する家屋敷の間口は約一・五倍に増加し、奥行は従 化しやすい町地の中心部に新たな道路を貫通させると、道 などに占拠を許して町地としては活用されない。この空洞 は利用されないまま空地となるか、または寺院や巨大屋敷 十メートルにもおよぶこととなる。それでは町地の中央部 家屋敷が軒を並べるとき、極端な場合一軒分の奥行きが五 であろう。一丁四方の町地では、通常の場合道路に面して

短冊型町割のねらいは、ひと口でいえば町地の有効利用

される。 (寒)と 造成においては、この短冊型町割が町人居住区の基本型と

もっているところでは、 地区ともに東西か南北の通りのいずれかが経済的優位性を 中央線にした菱形の町界線を基本としている。 地区では、 者が表通りに面して間口をならべ、深く奥へのびる屋敷内 してそれぞれの町が形成されるので、この地区では道路を る。正方形の古町地域では、 京都市街地における町界線ではないかと思う。短冊型町割 **りした歴史的経緯をかなり正確に伝えているのが、現在の** までかなりの程度活用されていたのではないだろうか。 にも仕事場や蔵などが配置され、一丁四方の町地の中央部 原通)にいたる範囲は、 西洞院通を中心とする地区で、東西の三条通から五条(松 れていたとするほかない。 短冊型町割が町地の有効利用をめざした手法であったと 当該地区は町地がかなりの割合ですでに有効利用さ 下京中心部にこれが実施されなかった理由を考える 町界線も道路を中央線とした長方形を原則とす 南北路に対面する両側の町地で町共同体を構成 その優位な通りに面した町の町界 いわゆる繁華街で、有力な商工業 南北の通りで室町通 東西と南北の両方の通りに面 しかし、 ·新町通 両 そ

> ろ う。

秀吉による短冊型町割については、

その実施年代も

明ら

には違いない。でないが、商工業の発展度を町界がものがたるものであるでないが、商工業の発展度を町界がものがたるものである間にまでさかのぼりえる歴史性をもつものかどうかは定かが膨脹してゆがみを生じている。はたして町界線が天正年

町地化されて、短冊型町割がおこなわれた新開地などであ建造物が所在したところ、後者はたとえば聚楽第破却後にているところもある。これらの解明は個々の事情を検討しているところもある。これらの解明は個々の事情を検討してみなければならないが、おおよそのところでは、おそらてみなければならないが、おおよそのところでは、おそらであ者は有力な大名の京屋敷をはじめ規模の大きな屋敷やく前者は有力な大名の京屋敷をはじめ規模の大きな屋敷やく前者は有力な大名の京屋敷をはじめ規模の大きな屋敷や、大田型町割が第二を、、大田型町割が第二を、、大田型町割がおこなわれた新開地などであり、大田型の中心部だけでなく、短冊型町割がおこなわれた新開地などである。

などの記録に、天正十九年初頭の屋敷替えで京中が大騒動形成がほぼこの時期であるからである。また『晴豊卿記』型町割と不可分の関係にある洛中寺院の移転と寺院街区の造期であることはまちがいないであろう。なぜなら、短冊かではないが、天正十八年から同十九年にかけての都市改

がうことができる。 となったことが伝えられており、新たな町割の実施をうか

軒を並べた。豊臣秀吉による寺町造成の状況を伝える史料

#### 寺院街の形成

寺町通は、

という。この寺町の造成について、フロイスは『日本史』 る寺町通のさらの東側へおし出すかたちで、寺院を並べた 造成したのは豊臣秀吉であり、平安京の東京極大路にあた が北から南へと配列された寺院街区である。この寺院街を 通りの東側に門を西に向けたかたちで、寺院

のなかで、つぎのように述べている。 (8) 町には古くから、各地区に諸宗派の僧侶たちの約三百

が、(自分らは)重圧と労苦から免除されたと吹聴す く新たに再建するよう命令した。 を町の周囲の(城)壁に近いところで、すべて順序よ 彼らの寺院、屋敷、僧院をことごとく取壊し、それら ることがないようにと、関白は、町の中心部にあった らの収入の大半を没収していたのであるが、僧侶たち あまりの寺院と僧院があり、すでに関白は以前から彼

鞍馬口から南は七条まで、市中から移転させられた寺院が たしかに、洛中市街の東端である寺町通東側には、 北は

> **うした移転の来歴を記したものと合わせて、寺町造成の検** られてきたのかなどが不明であるから、地誌のなかからそ 考となる。しかし、絵図では移転年代やどこから移転させ 万治前京都全図」などが、十七世紀前半の状態が知られ参 は少いが、江戸時代の絵図や地誌類から、造成時に近いす 陵部蔵の寛永十四年「洛中絵図」や京都大学蔵の「寛永後 がたを推定、復元することはできる。絵図では、宮内庁書

る浄土宗西園寺は、旧地室町から天正十八年に移されたと いう。同じく浄土宗の仏陀寺は、十念寺の南に位置するが、 干の事例をあげてみる。鞍馬口の南、上御霊社の筋にあた 正徳元年の刊記をもつ僧白慧の『山州名跡志』から、

証を進めてみよう。

寺も、移転年代は不明であるが、旧地は室町通丸太町南の あったと伝える。竹屋町通の東にある時宗の大炊道場聞名 本禅寺は、移転年は明らかではないが、旧地は四条堀河で 地へ移したという。今出川の南二丁目に位置する法華宗の かつて万里小路春日の北にあったものを、天正十九年に当

地で、町名が道場町の称で残っている。

下京では、錦小路の南に所在する時宗の四条道場金蓮寺

が、東洞院四条から天正十八年に当地へ移されたと伝えて いる。五条橋西詰の新善光寺御影堂の西隣に位置する浄土

迎堂は、移転年代は不明であるが、旧地が松原通堀川の西 年「公命」によって移転させられたという。本覚寺南の来 で来迎堂町の町名を残している。浄土宗蓮光寺は新町通松 宗本覚寺は、はじめ高辻通烏丸の東にあったが、天正十九

原の北から天正十九年に長講堂の北の現在地に移されたと 伝えている。 『山州名跡志』には、移転年代を「天正年中」とのみ記

寺院が洛中市街地から移転させられてきたことは間違いな 移転年代についての考証は今後に委ねるとして、寺町の各 十八年以降とする考え方と、かならずしも一致していない。 りも早い移転年代を伝えるものもあり、寺町の造成を天正 す寺院もあり、また各寺院の記録や寺伝では天正十八年よ 寺院形成の意味が都市改造構想全体と直結しているこ

がここでは問題となる。 フロイスの『日本史』には、通詞たちの話として、寺院

注目したいのは、「京都繁昌」のためと記された部分で

というだけなら、秀吉はすでに大坂においてその実績をもっ

とを認識しておかなければならないだろう。寺院街の形成

ており、寺院街形成の意味をどこにもとめるかということ

ことを想定していたかどうかということが根本的に問われ き離すためであるという。第一の目的とされる寺院街の砦 初の防衛戦にするためであり、第二は市中にある寺院では 街形成には二つの目的があったと記している。その第一は、 なければならないし、小規模な寺院列が軍事的役割を果た 的位置づけというのは、秀吉がはたして京都を戦場とする 僧侶と市民があまりにも親密であるので、僧侶と信徒を引 都で戦争がはじまったとき、町外れのこれらの寺院街を最

これは妥当な見解としてもよいのではないかと思う。 でも引用した『京都古町記録』に次のような記述が見える。 院の集住による宗教統制の容易性なども考えられるから、 さらに日本側の史料で、さきにみた短冊型町割のところ

の外へ引別チ可申由被仰出候。 因茲、従大閣様京都繁昌之為に、町中に有之寺社を町 下京ハ町数も少く有之、寺社も町之中に入込御座候。

<del>--- 36 --</del>

宗、法華宗、時宗などの庶民性の強い宗派であること、寺 だし、第二のねらいは寺院街に集められた諸寺院が、浄土 う意義つけるかということもあり、かなり疑問がある。 しえるかという点や、寺町の外側を走るお土居の役割をど

られたものかもしれないが、寺院造成の効果が市中の怪済寺院移転による実際的な効果というか結果論から論理づけせたといった理解である。『京都古町記録』等の記述は、寺社地を商工業地域から排除して市街地周辺に移転集住させたといった理解である。『京都古町記録』等の記述は、寺社地を商工業地域から排除して市街地周辺に移転集住させたといった理解である。『京都古町記録』等の記述は、寺社地を商工業地域から排除して市街地周辺に移転集住させたといった理解である。『京都古町記録』等の記述は、寺社が一丁四方のある。すなわち、改造以前の京都では、寺社が一丁四方のある。すなわち、改造以前の京都では、寺社が一丁四方のある。

いかと思う。そして、市中からの寺院の排除と短冊型町割ともに経済的な位置づけがあったと考えてもよいのではな的発展であったとするならば、寺院街造成は宗教的意味とられたものかもしれないが、寺院造成の効果が市中の経済寺院移転による実際的な効果というか結果論から論理づけせたといった理解である。『京都古町記録』等の記述は、

秀吉による寺院街の造成は、寺町だけでなく、北辺の寺致しているということになる。とは経済的効果をねらった京都市街地再開発という点で一いだった。

うに、かなり早い時期の移転となっている。同じころに秀十一年に、妙顕寺が二条西洞院から天正十二年にというよいたという。秀吉の時代でも、妙覚寺が四条大宮から天正以前すでに山門系の寺院が集合し寺之内の地名も成立して之内でも進められている。寺之内地区は、秀吉の都市改造

ることは認められよう。区形成構想の根本に、宗教統制上の意味づけが共通してい及形成構想の根本に、宗教統制上の意味づけが共通していみておく必要があるかもしれない。ただし、秀吉の寺院街と場合には、寺町の寺院街とは若干異なる意味での寺院街と吉は大坂でも寺院街の造成をすすめているので、寺之内の

これは秀吉が一向宗寺院に対して特別な対処をしたあらわせられた本願寺は、京都市街地南端に寺内町を形成する。たとえば、天正十九年に大坂天満から京都六条へ移転さ

### 三 公家町と武家町

織田信長は入京後に皇居の修築に力を入れたが、秀吉も

土真宗の寺院は一カ寺も含まれていないのである。

れであり、寺町や寺之内の寺院街には、一向宗すなわち浄

がほぼ朝廷側からの要請にこたえて、権力者が実施してきの質的差違をあげなければならない。これまでの皇居修築るほどの大工事であったが、このときの皇居修築は従来とろほどの大工事であったが、このときの皇居修築は従来との仙洞御所造営は、秀吉の内大臣ついで関白への昇進とい同じであった。とくに、天正十三年正月から三月にかけて同じであった。とくに、天正十三年正月から三月にかけて

の都市計画の一環といった性格をもつ事業となった。 皇居修築の計画は、天正十七年の正月ころから具体化し というものだったのか、あるいは六丁町組の一部に若干の 仰付候様ニト御わひ事申入候、予ニ御談合被成、其上にて 閏正月四日条には、「六丁町大名屋敷成候間、 が、六丁町一帯を移転させてそこに大名屋敷街をつくろう たことを記している。この「六丁町大名屋敷成」というの 法印『可被仰出候由候仰にて候間』と、六丁町の禁裏近所 の事、法印申候へ共、程遠所被申付候間、禁裏より近所被 への替え地を要望する談合に、勧修寺晴豊自身がかかわっ かへの屋敷 たのに対して、天正十七年からの修築は、秀吉による京都

廷でも大きな騒ぎがおこっている。『晴豊記』天正十九年

手しているという。 況などについては、『御湯殿上日記』やその他の公卿の日 見物できるほどにはできあがっており、庭園の整備にも着 御所、紫宸殿、御湯殿、対屋、女御御殿などが、公卿らが 事はすすめられ、天正十七年の後半には新しい常御所、小 記類からさぐることができる。前田玄以を総奉行として工 業に着手したようである。この間の事情や、以後の進捗状 て、種々の打合わせが行なわれ、三月中旬から本格的な作 る。 大名屋敷を組み込もうとするものであったのかは不明であ

柱がおこなわれたと『晴豊記』は伝えている。 殿は未完成であったらしく、翌天正十九年の二月四日に立 なった十二月二十六日のことであった。それでもなお清凉 皇が新造の内裏へ遷幸したのは、天正十八年も年の暮れと 工事の進捗もやや遅れぎみであったのであろう。後陽成天 皇居の大改築とともに御所周辺地区の整備も進行してお 禁裏との特別な関係を由緒としていた六丁町にも、屋

しかし、天正十八年には小田原征伐などのこともあり、

敷替えや大名屋敷建設のことがあり、六丁町はもとより朝

はあるものの、「中むかし公家町絵図」の院御所・女院御 梨木町・二階町の方に移されたと伝えるから、若干の変動 院御所・女院屋敷がつくられ、その地にあった公家屋敷が を描いたものである。慶長度の禁裏造営と公家町の造替で、

38

長度禁裏造営が終了した慶長末年から元和初年ころの状況 公家町絵図」まで時代が下る。この絵図は徳川氏による慶 衆の屋敷が配置された公家町が造成されたと考えられる。 しかし、公家屋敷街の全容が判明する史料は、「中むかし こうした都市計画の一環として、禁裏御所の周囲に公家

状況に近かったのであろう。 所のあたりに公家屋敷を並べたかたちが、天正末年ころの 秀吉は、公家屋敷街の整備とともに、武家屋敷街につい ぶりにも言及している。 られた町である」と記したが、天正十九年の飛躍的な発展(象)

敷の建設がはじめられるなどの騒動があったとしているが、 豊記』でも、公家町西側に隣接する六丁町地区で、大名屋 ても指示したのではないかと考えられる。さきにみた『晴

しく、「諸国大名衆悉以聚楽へ女中衆令同道、今ヨリ可在

秀吉は、諸大名に対して妻女の在京命令を発していたら

たに違いない。

武家屋敷街としては聚楽第の周辺地区が主たるものであっ

居であったであろう。しかし、妻女在京令が大名京屋敷建 れないので、おそらく大半は知人などのつてを頼んでの仮 この段階ですべての大名が京屋敷をもっていたとは考えら あった。諸大名妻女の在京には京屋敷が不可欠であろうが、 と天正十七年九月一日からの在京に、諸大名は大わらわで 京ノ由被仰付トテ、大納言殿女中衆今日上洛、筒井モ同前||

> 以前にこの町を見た者でなければ信じられぬほどであっ 殿堂、居宅が数を増していったが、その変貌ぶりは、 諸国から移転してくる人々の動きにともなって、建物、 一五九一年に、この都の町は、同所に居住するために

の一人に語ったように、当初この町の(人口)は八千 た。事実、この都で、町奉行が我ら(イエズス会員)

ち(彼らは自らの意志に反して同所に住むことを強制 既述の関白の城と宮殿、その他すべての諸国の君侯た された)の屋敷が占めている地域を除いてのことであ

内裏とその館に仕える貴族である公家たちの諸宮殿や、 の(数は)、町人と職人が(住む)街だけのことで、 超えると言われ、ますます拡大しつつある。しかもそ ないし一万(?)ほどであったが、今では戸数三万を

けられた大名たちの住区であることを指摘している。 域に形成されていること、武家屋敷街は京都居住を義務づ の街区が区分されること、武家町が聚楽第を中心とする地 ここでは、町人の居住区、公家町、そして武家町に京都

設を促進させたことはまちがいない。

四日条、同二十一日条、同二十九日条などの「京中屋敷か もある。これは、『晴豊記』に記された天正十九年閏正月(®) 区の西には大名屋敷・武家屋敷が建ちならんだという解釈 まであたりの町家は立退きを命じられ、禁裏、公家屋敷地 西接する地域にまで設定され、丸太町以北から一条通付近 武家屋敷街が聚楽第周辺から拡大して、禁裏や公家町に 中が戦乱のような大騒動となっていた天正十九年閏正月、 ねたことであろう。 京都は、全く姿を消してしまい、豊臣政権自体の存立を損 工業機能をもち、豊臣政権の経済的基盤となりつつあった 京都を本気で大城下町へと改造したならば、当時随一の商 ている。もし秀吉が、京都を中央政治都市として位置づけ、(&) 短冊型町割や寺院街・公家町・武家町の造成で、京都市 (四) お土居の建設

要があろう。 敷街区化の史料と見るには不充分である。さらに検討の必 しかし、『晴豊記』の記述は、該当地域の全面的な武家屋 へ」にともなう混乱の状況からの判断によるものであろう。

るにすぎない。結果からいえば、京都における武家屋敷街 わずかに聚楽第址と同様、地名や町名にその名を残してい ては、聚楽第の破却、伏見新都市の建設という出来事によっ として再生したので、ほとんどその実態は判明していない。 て、武家屋敷街そのものが伏見へ移転し、跡地が町家地区

いずれにしても、上京における武家屋敷街の造成につい

ぼりとつつむ堤はいつのころからか「お土居」ともよばれ るようになっているので、ここでもお土居という呼称を用 秀吉は「京廻りノ堤」の築造をも命じている。京都市街の つくり、堤の上に竹を植栽する大工事である。京都をすっ まわりに堀を掘り、掘りあげた土などを積みあげて土塁を

進し、長坂越丹波道をこえて紙屋川の手前で南へ折れる。 賀茂村の西で大きく西折している。北辺はそのままほぼ西 り、今出川から北へも賀茂川の流路に沿って延長され、上 に、市街地東端の寺町の寺院境内の裏手を南北に走ってお お土居は、東は鴨川の川原と京都市街地を区画するよう

下町では、武家屋敷街がおどろくほどの広大な面積を占め 躇したというべきかもしれない。 伏見にできあがった大城 ところ秀吉自身が、京都の町を武家屋敷街化することを躊 は、きわめて短命で定着しなかった。その理由は、

正直な

いる。

<del>--- 40 ---</del>

高さも東北部では賀茂川の洪水対策のためか三〇メートルん、お土居の長さにしても内側と外側では随分異なるし、馬路が三間から四間、高さは二間から三間という。もちろと、お土居の平均的規模は、根敷が一〇間から一五間半、と、お土居の総延長はおよそ五里二十六町すなわち二二キロお土居の総延長はおよそ五里二十六町すなわち二二キロ

ている。

西・南部の農村地帯をも大きくとり囲むかたちで築造されながっている。お土居は当時の上京・下京の市街地と北・

○間位の堀がめぐっており、江戸期には近郊農村の用水で平均的なものにすぎない。お土居の外側には幅二間から一(8)

的というよりも結果として、江戸時代に洛中と洛外との境

以上もあったと伝えられるから、前述の数字はあくまでも

衆臣や京都の社寺や公家にも人足を賦課して、きわめて短家臣や京都の社寺や公家にも人足を賦課して、きわめて短が、堀を掘った土を盛りあげて土塁を築いたのであろう。が、堀を掘った土を盛りあげて土塁を築いたのであろう。所言はお土居および付設の堀造成にともなって領地や境秀吉はお土居および付設の堀造成にともなって領地や境秀吉はお土居および付設の堀造成にともなって領地や境秀吉はお土居および付設の堀造成にともなって領地や境秀吉はお土居および付設の堀造成にともなって領地や境秀古ば、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研寺など、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研寺など、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研寺など、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研寺など、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研寺など、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研究で明らかである。

外を区分するという行政的意味もほとんどない。これは目格中=市街地、洛外=農村という設定でもなく、洛中と洛あったといわれる。しかし、実際のお土居の配置によると、あったといわれる。しかし、実際のお土居の配置によると、ちお土居の内側を洛中、外側を洛外として区画する意味がちお土居の内側を洛中、外側を洛外との区画線、すなわいろな見解がある。まず、洛中と洛外との区画線、すなわいろな見解がある。

土居はあまりにも市中から遠く離れているし、お土居の規 よって補強されているかに見える。しかし北部や西部のお 鐘を合図にその出入口を閉じるものであると記したことに 記』が、お土居に設けられる出入口は「悪徒」発生の時早 下町化構想であることの評価がある。この説は、『三藐院 え方には、秀吉の都市改造は聚楽第を中心とする京都の城 寺町の寺院街との隣接をも考慮に入れて、お土居に軍事的 な堡塁としての意味を見ようとする考え方もある。この考 きであろう。お土居と堀とをセットとしてとらえ、さらに の大京都を災害から守り、都市発展の方向を策定したのが、 の発展が当然の予想としてくみこまれていたはずで、将来 きより。秀吉が都市改造を強行した根底には、京都市街地 想した都市計画的な意味も含まれていたと考えることもで 的な意味を持ったかもしれないが、京都市街地の拡大を予 考慮しなければならない。空間地は、洪水対策上の遊水地 反映していると考えられるので、統一的な論理づけは難し いが、市街化されていない空間地を包みこんでいることも お土居の築造位置や形状については、それぞれの事情を 界をお土居とするという考え方が生まれ定着したというべ

育成すべきものと位置づけているかに見える。

ることは、その位置と構造からおおかたの了解を得られるお土居のとくに北東部に防災的施設としての意味を認め慮して築造している部分がある。

たこともあろうが、鴨川の東岸や東山の麓に、京都の生活と東側のお土居をこえて東方へ発展した。西方は湿地性であっ

模や構造も軍事的役割というには疑問が多い。

お土居には、鴨川や紙屋川などの自然的地形をかなり考

たということと比較すれば、秀吉は都市を保護すべきもの、 戦争を前提として都市は焼かれる運命にあるものとしてい という意味でお土居が建設されているということは、新し ところである。部分的にせよ、洪水の危険から都市を守る い都市観として注目する必要がある。戦国武将の都市観が、 発展は、お土居築造から約八十年後の寛文十年、お土居よ 深く結びついた信仰や娯楽の場が発達したことが、お土居 したと考えられる寛文の新堤が完成して以降のこととなる。 りさらに鴨川の流路に近いその両岸に洪水対策のみを意図 くことになる。しかし、本格的な河原町の開発や鴨東地域の を障害物として破壊させ、市街地を東方へと押し出してい

42 -

お土居だったのではないだろうか。

# 五 むすびにかえて――地子銭の免除――

で、織田信長が上京に対して発したものが知られている。亀四年の上京焼き打ち後に、焼土地域の復興をはかる目的免除令を発した。京中に対する地子銭免除令としては、元元年の九月、豊臣秀吉は洛中の町々に対して地子銭の永代 京都の都市改造をめぐる土木事業がほぼ完了した天正十

子銭免除令は臨時的性格が強く、天正十九年九月令とは質期の記録もある。しかし、いずれにしても秀吉より前の地掌握するために、京中の地子銭免除を指令したとする江戸また天正十年の本能寺の変後に、明智光秀が京都の人心を

ている。

秀吉は、洛中町々に対する地子銭免除より早く、天正十的な相違がある。

天正十九年九月令は、洛中の町々に対して、領主への地子で、社寺へ特典を与えたという位置づけになろう。しかし、各社寺に対する秀吉徴収分の地子を免除とするというもの子を免除する政令を各社寺に伝えている。もっともこれは、七年十二月に洛中洛外の社寺に対し、境内および門前の地

があったのも当然かもしれない。

銭納付を免除しており、秀吉自身の徴収分はもちろん、公

家衆や社寺などの洛中町々に対する地子徴収権をも否定し

たわけである。

洛中洛外の検地を実施し所領や地子などの土地調査を進め除に先立っては、かなり周到な調査や準備があったようで、こなったかのごとき印象を記している。しかし、地子銭免下諸公事商買ノ座悉以免除了」と、秀吉が売名のためにおいて、「末代御名ヲノコス事、可有沙汰、則屋地子人夫以か良の多聞院英俊は、秀吉による地子銭免除令の報を聞

のやり方だという『多聞院日記』のような、うがった見方年の九月令だったので、「末代御名ヲノコス」ための秀吉京都市民の要求をほぼ受け入れるかたちのものが天正十九中が一丸となって、戦国期から室町幕府や個別領主に対しせはいえ、地子銭の免除や軽減の要求は、上京中、下京とはいえ、地子銭の免除や軽減の要求は、上京中、下京

対しては、洛中の地子徴収権を京郊農村へ振り替えて、農の地子銭を免除することによって利権を失う公家や社寺にえて実施されているのではないかと思う。なぜなら、洛中めではなく、都市改造の総仕上げとして、万全の態勢を整め下はなく、都市改造の総仕上げとして、万全の態勢を整秀吉の地子銭免除令は、単なる思いつきや名声を得るた

村部において替地を支給しているからである。

都市改造事業に伴り社寺の境内地子替地や、お土居築造に よる減分の替地は、主として西院村において付与されてい ほとんど吉祥院村において給付されているという。そして、 小野晃司氏の研究によると、地子免除令による替地は、

中に宛てたものを示しておこう。 六丁中、聚楽町に宛てられた四通が確認されている。上京 秀吉が発給した地子銭免除の朱印状は、上京中、下京中、

京中屋地子事、被成御免許訖、永代不可有相違之条、

可存其旨者也

九月廿二日

(朱印) 上京中

は、当時の京都の町組のあり方を考慮したものと考えられ、 上京中と下京中のほかに六丁町と緊楽町を加えていること 文面はきわめて単純であり、宛所の四カ所も明瞭である。

この四通の朱印状で、おそらく京都市街全域の地子銭免除 を発令したことになっていると考えられる。

から解放されたのである。言葉をかえれば、京都市街地住 京都の町人たちは、家屋敷にかかわる地代を支払う義務

> 主のいない都市となったのであるが、それは秀吉による京 **うに住民組織に対して発せられている。京都はいわゆる領** いり政令も、上京中や下京中といり宛名に示されているよ 民に対する中世的領主権が根底から否定され、地子免除と

都の一元的支配の出発でもあったのである。 中世の複雑な領主権を否定した上で、秀吉は天下人とし

も許さなかったのであろうか、じつは、この点こそが一連 である。なぜ秀吉は、京都から地代を徴収するものを一人 て、京都の地代徴収権を一元的に掌握してもよかったはず

の都市改造事業の性格を規定しているのではないかと思う。 ひと口でいえば、石高制の拠点都市として、京都を強力

システムで成立する。石高制とは、農村からできるだけ多 統一によってつくろうとした近世的統一国家は、石高制の

日常面での領主的需要をまかなり。この年貢米の換金市場 してこの大量の米をなるべく高価に換金して、軍事、政治、 くの年貢を生産物地代というかたちの現米で収奪する。そ

石高制を成立・維持させるためには、マーケット機能を備

として、巨大な経済都市を近世的統一国家は必要とする。 十八年前後の豊臣政権にとって急務だった。秀吉が、天下 な市場機能をもった経済都市につくりあげることが、天正

えた中央都市を準備しなければならなかったのである。

また、中世的領主権の一掃は、都市の保護・育成とともに、 市としての飛躍的な発展を期待したからにほかならない。 する商工業者優遇策を打ち出したことは、京都の商工業都 市を保護・育成すべきものとして位置づけ、地子銭を免除 秀吉が京都市街地の再開発をめざして町割を行ない、都

であった。

米の換金市場として京都を機能させるためにも、必然条件

を近世都市として定立をさせることによって、豊臣政権も 制と近世領主制を支える近世都市へと変身していく。京都 中世都市京都は、豊臣秀吉による都市改造を経て、

近世的政権として歩みはじめたといってもよい。 京都は全国各地における都市の近世化のモデルとなる。

らかとなる近世初頭の都市観に、決定的な影響をあたえた とくに、都市の経済機能育成という領主側の緊急課題が明

達が十七世紀にはめざましくなる。

のではないだろうか。京都はもちろん、全国的に都市の発

(1) 小野晃司氏著「京都の近世都市化」(『社会経済史学』第十 帝都京都にとっても、都市としての発展に、一つの大きな時 其の継承者豊臣秀吉にって完成せられた年であると同時に、 巻第七号)所収。小野氏は、右論文の冒頭「天正十九年!こ の歳は、織田信長によって着手せられた天下統一の事業が、

ても、又その市民生活の上に於いても、中世都市より近世都

代を劃した時である。この歳を境とて京都は其の様相に於い

市へと大きな変革を遂げたのである」と記して、天正十九年 をその変革年と述べている。

(2) 信長は入京直前湖東の地で歩をゆるめる示威行動をとり、 その間に在京していた三好三人衆の勢力が退京、九月二十六

日信長は東寺に、足利義昭は清水寺に、何とか大きな戦いも

石高

(3) 高雄一彦氏著「信長入京」(『京都の歴史』第四巻第一章第 二節)参照。

なく入京した。

4 卿記』永禄十一年十月二十一日条所収で、諸本所雜掌中宛は 『織田信長文書の研究』上巻二一八頁~二一九頁。『言継 蔡裏御料所諸役等之儀、如先規、被任御当知行之旨、為御 直務可被仰付之状如件、

上下京中宛は、

十月廿一日

信長朱印

之条、令存知之、可致其沙汰之由、所被仰出之状如件、 禁裏御料所諸役等事、自然於致無沙汰輩者、可被加御成敗

十月廿一日

- 5 記載がある。 任を負わされていたため、『言継卿記』には随所にそうした 山科言継は、当時内蔵寮という職掌にあり、皇室経済の責
- 6 国民精神文化文献』 一三所収)。 「立入宗継文書・川端道喜文書」(国民精神文化研究所刊
- 中心であった。会議では織田家の筆頭家老柴田勝家と、山崎 るが、本稿では便宜上、単に秀吉、または豊臣秀吉と記す。 した。なお、豊臣賜姓までは正しくは羽柴秀吉とすべきであ 合戦以後急速に勢力をのばしてきた羽柴秀吉とが競合・対立 のほか柴田勝家・羽柴秀吉・丹羽長秀・池田恒興の四宿老が 信長の後継者を定める会議で、信長の二男信雄と三男信孝
- 8 この遺領配分で、秀吉は播磨のほかに養子於次丸秀勝の名前 が後継者と決定したほか、信長の遺領の分配もおこなわれた。 清洲会議では、信長の孫にあたる信忠の子三法師(秀信)
- どまり、他の三宿老は退京したので、自然と秀吉の影響力が 池田の四宿老の代官の合議となったが、秀吉のみが京都にと で山城と丹波を得た。また京都の支配は柴田・羽柴・丹羽・
- 9 『大日本史料』第十一編之四、五五一頁~五五二頁。
- <u> 11</u> 10 成、寺中悉壞取云々」。 『宇野主水記』。これは、天正十三年七月の記事中の、 『兼見卿記』天正十一年九月十一日条、「妙見寺筑州屋敷 玄
- (12) 小野晃司氏は「京都の近世都市化」の補註(2)のなかで、 以の宿所についての記載である。

- 妙顕寺はすでに信長時代から京都政務の拠点となっていたと いうことを『阿弥陀寺文書』から説かれている。
- (13) 『離宮八幡宮文書』(『大日本史料』第十一編之四、五九四
- (14) 『阿弥陀寺文書』(『大日本史料』第十一編之四、六七八頁)。
- (15) 『天正十一年折紙跡書』(『大日本史料』第十一編之四、六
- (16) 『今村具雄氏所蔵文書』(『大日本史料』第十一編之四、七 九九頁)。
- (17) 「玄以法印下知状」(『続群書類従』第二十三輯下、三二九 〇七頁)。

~三四二頁)。

- 18 同前、三三八頁に次の如くである。 吾方畳指為天下一、信長被成御朱印、諸公事御定免許之上 者、弥任秀吉判形之旨不可有相違之状如件
- 十二月廿日
- 19 同前。左の如くである。
- 内無相違可致進退之状如件、 鹿苑院敷地事、為先年報恩寺替地、信長被仰付之上者、境
- 十二月十九日
- 同前、三三六頁に左の通り。

十一月十八日

20

**売、若背座法之族在之者、為座中堅可申付候状如件、** 紅粉座事、任御代々御證文之旨、以先祖相続之筋目可致商 報恩寺役者中 石見

#### 紅粉座中

21

同前、左のとおり

今度中村売子弥次郎毎背座法之条、人々成敗申候、弥以如 外可致商売、并破座法致商売者於在之者、可加成敗、然者 先々為座中堅可申付候状如件 石清水八幡宮住京神人油座事、帯御代々證文上者、洛中洛

天正十一、十一月日

当京住京神人中

同前、三三五頁に左のとおり。

22 当職事、任綸旨並御代々證文其外補任等之旨、諸々互振売 以下事、如在来堅令停止上者、如先々為座中可存知、若違

背之族可為曲事候状如件、 十一月十八日

桶座中

23 『大日本史料』第十一編之十七、五六頁~一〇七頁。

24 路文書』によると天正十三年九月九日、『公卿補任』は天正 十四年条という。 豊臣賜姓については年代決定がむつかしいようで、『押小

<u>25</u> 26 事」につづいて「五奉行之事」の記述がある。 前田玄以については不明な点が少なくないが、京都におけ 『甫庵太閤記』巻の七において、「関白職並家臣面々官之

る玄以の役割については、京都市編『京都の歴史』第四巻の 随所で触れられている。

27 『多聞院日記』第四巻一○頁)。 『多聞院日記』 天正十四年二月二十七日条(角川書店刊

- 28 『兼見卿記』天正十四年二月二十四日条。
- 29 ころであった。まさに王城の中心をうけついでいたといって よいというわけではなかった。自分自身で内野の地を定めた よい。秀吉が聚楽第を建てる場合に、決して何処であっても は、ほかならぬ平安京の大内裏址で、当時内野とよばれたと かで、林屋辰三郎氏は「聚楽第の敷地としてえらばれた場所 と述べている。 ように、大内裏址ということこそ、大きな魅力であったろう」 『京都の歴史』第四巻(京都市編、学芸書林刊)序説のな
- 30 『兼見卿記』天正十五年一月二十四日条。
- 31 『多聞院日記』 天正十五年三月。
- 32 社版)一一六頁。以下、本稿では同書による。 フロイス『日本史2』(松田毅一・川崎桃太訳、中央公論
- <u>33</u> 『京都の歴史』第四巻第三章第二節「聚楽第と方広寺」参
- (34) フロイス『日本史2』 一二一頁。
- 35 事中の表現である。 『聚楽第行幸記』。初日酒宴のあと、聚楽第庭園鑑賞の記
- (36) フロイス『日本史2』 一二一頁。
- 37 名」には、如水町、加賀屋町、藤五郎町、甲斐守町、主計町、 町、稲葉町、左馬松町、田村備前町、阿波殿町の十六カ町を 福島直家町、伊勢殿構町、飛驒殿町、常陸町、中村町、長門 『京都の歴史』第四巻二六七頁の表6「聚楽第ゆかりの町
- 38 『三雲文書』。『史料綜覧』巻十二、天正十七年十五日記事

あげている。

による。

39 フロイス『日本史2』一九二頁。

40 『兼見卿記』天正十四年四月一日条。

『京都の歴史』第四巻二七四頁。

41

42 **『多聞院日記』天正十六年五月十二日条。** 

43 『上下京町々古書明細記』所収、天正十六年五月八日記事。

「立売組十四町与惣帳」(『上京文書』所収)。 大仏殿おとり入目

家数四百弐拾九間 壱間ニ四十七文つム 拾九貫四百四十九文 さけ弐荷預り申候 合弐拾貫百六拾文 くょり申候

入目指引七百拾文余也 帳箱二入置申候也 天正拾六年五月廿九日 立売

形態的シンボルといった役割をになったと考えることができ

たとえば、聚楽第は関白政権という公武支配・全国支配の

45 •

**46** 刀狩の実施へとつながっている。 るし、大仏殿は周知のごとく大仏鋳造を名分としていわゆる 『京都古町記録』(『高辻西洞院町文書』所収)。字句の違

47 うに、祇園会の鉾出し区域=「鉾町」では自治的団結が強固 などの先行研究をうけて、「従来の研究がすでに指摘するよ 四巻第三章第三節)二九九頁から三〇〇頁では、秋山国三氏 いはあるが、多くの写本がある。 木下政雄・横井清氏著「お上居と寺町」(『京都の歴史』第

であろうから、さすがの秀吉政権もこの区域の改造は計画か であり、商家が密集していて、当然にも地価も高かったこと

> (48) 伏見や近江八幡などに例は多い。 ち除外したものと考えてよい。」とのべている。

『晴豊記』の天正十九年記事から左のとおり。

廿九日(閏一月)より「京中屋敷かへ、まち人われさきと、

立家こぼち、又立引申事共也」

中へ、らんの行くことく也」 二日(二月)より「京中惣ほり口六十間之由申候、屋敷かへ

町人あさましき様躰也、只らんなとの行やけたる跡の躰也」。 三日(二月)より「夕方京中屋敷かへ共見物ニ出候、中く〜

(51) 木下政雄・横井清氏著「お土居と寺町」(『京都の歴史』第 (50) フロイス『日本史2』一八九頁。

<u>52</u>

四卷)、三〇一頁~三〇五頁参照。

『新修京都叢書』(臨川書店刊)による。

る寺町は、天正十九年に京都ではじめて建設されたというの を建設しようとしたことは明白である。計画的な寺院街であ 上のように、秀吉が城下建設と同時に町の北端と南端に寺町

住まり―大阪都市住宅史』所収)一〇四頁で、内田氏は「以

内田九州男氏著「城下町大坂の誕生」(大阪市刊『まちに

が定説であるが、そのルーツは大坂の寺町にあるとみるべき であろう」と記している。

フロイス『日本史2』一八九頁~一九〇頁。 『高辻西洞院文書』より所引。

『京都の歴史』第四巻三〇五頁~三〇六頁。

『晴豊記』天正十九年二月四日条中に「今日清凉殿のはし 『京都の歴史』第四巻二八六頁。

57 <u>56</u> <u>55</u> 54

- 61 <u>60</u> 59 立なり」とある。 フロイス『日本史2』一八八頁。 フロイス『日本史2』一二三頁。 『多聞院日記』天正十七年九月一日条。 71 前何方へも不可能納所事」とある。 四条目に、「一、地子銭免除之事、但追々可申出之条、其以 『京都町家旧記』『増補筒井家記』『豊内記』など。たとえ 『上京文書』所収元亀四年七月日付「織田信長条々」の第
- 木下政雄・横井清氏著「お土居と寺町」(『京都の歴史』第 ば、『高辻西洞院町文書』の古記録写しにも「天正十年六月、 明智日向守上下京地子御免」とある。
- 『京都御役所向大概覚書』二、「京廻惣郭土居蔵並洛中洛 『京都府伏見町誌』所収「豊公伏見城ノ図」や伏見にのこ (72)『京都の歴史』第四巻二八三頁参照。天正十七年十二月 日付で、大量の朱印状が発給されている。
- <del>7</del>3 **『多聞院日記』天正十九年十二月二十八日条。**
- 鎌田道隆氏著「戦国期における市民的自治について」(『奈
- (76) 『上京文書』。秀吉の朱印状のほか、この朱印状をうけた <del>7</del>5 同年九月二十五日付「前田玄以下知状」も『上京文書』にあ 会経済史学』第十巻第七号)。 良大学紀要』第十二号)。 小野晃司氏著「京都の近世都市化」一九頁~二二頁(『社

<u>66</u>

十九年閏正月七日記事、『賀茂別雷神社文書』所収「天正十

『兼見卿記』天正十九年正月十八日条や『華頂要略』天正

『京都の歴史』第四巻二九七頁~二九八頁。

九年閏正月十一日付玄以書状」などに、お土居関係人足のこ

とが見える。

65

り三間迄」とある。

64

外内藪之事」に、「京廻御土居藪長合、壹萬貳百貳拾九間余、

但根敷拾間より拾五間半迄、馬踏三間より四間迄、高貮間よ

る町名・地名からその様相をうかがうことができる。

<u>63</u>

62

四巻)二九一頁参照。

<u>68</u> 67 巻第七号)。 かに洛中を巡見、その後細川幽斎を呼んで洛中の境界を明ら あと、連歌師の里村紹巴・京都所司代前田玄以を伴ってひそ よると、秀吉は天正十八年(一五九〇)に全国統一を終えた 小野晃司氏著「京都の近世都市化」(『社会経済史学』第十 『京都の歴史』第四巻二九九頁に、「江戸時代の記録類に

<u>69</u>

かにすることを諮問したという」と紹介している。

西川幸治氏著『都市の思想』(日本放送協会刊)